

福祉施設の用途区分に係る諸課題について

1 用途区分

消防法の用途区分は、建築物等の防火対象物を、利用者数、利用形態、利用者用件、避難、就寝、火気使用等、火災発生の可能性や火災が発生した場合に人命、財産への影響の程度を元に、消防法施行令(以下「令」という。)別表第1で1項から20項までに分類し、それぞれ必要な防火管理、消防用設備等について規制している。

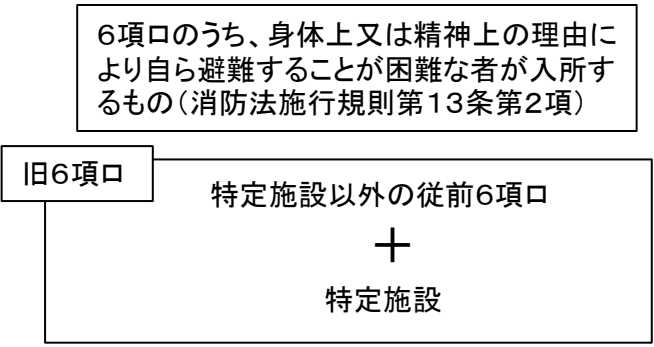
2 6項口の規制について

昭和62年6月6日東村山市「松寿園」火災
死者17名、負傷者25名

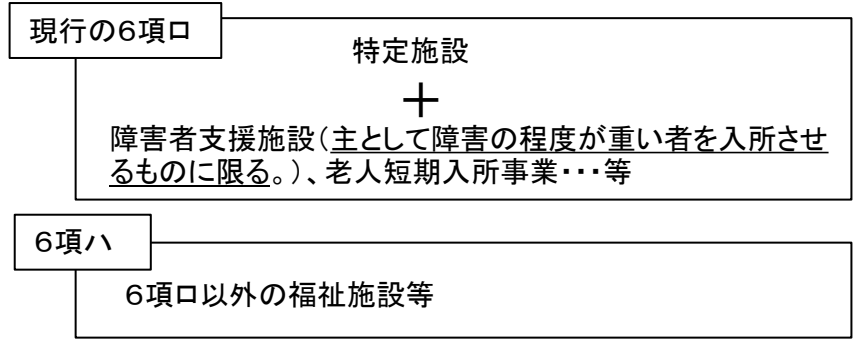
平成18年1月8日大村市「やすらぎの里」火災
死者7名、負傷者2名



- 6項口**
- 老人福祉施設
 - 救護施設
 - 更正施設
 - 児童福祉施設(母子寮及び児童厚生施設を除く。)
 - 有料老人ホーム
 - 老人保健施設
 - 身体障害者更生援護施設(身体障害者を収容するものに限る。)
 - 精神薄弱者援護施設

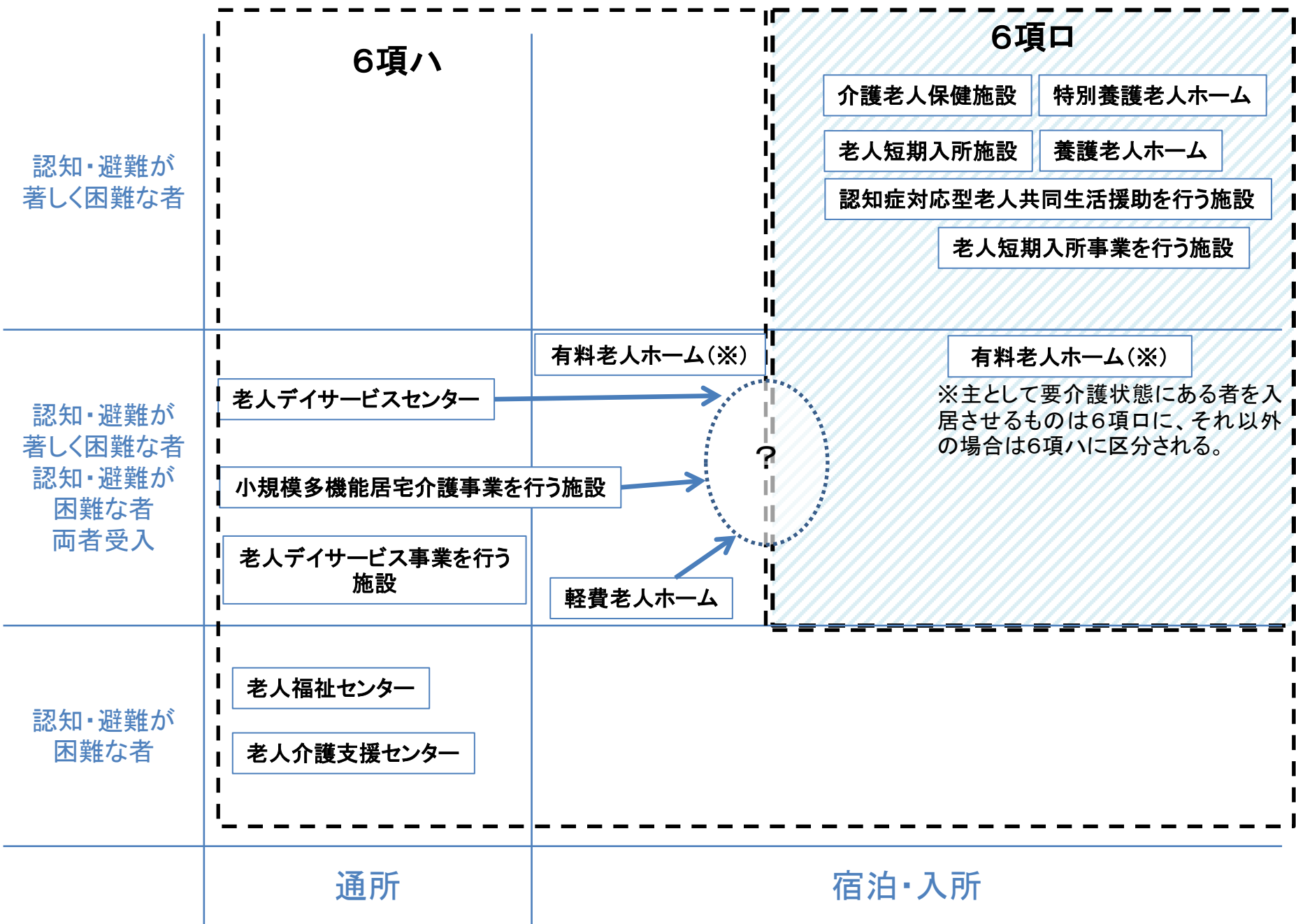


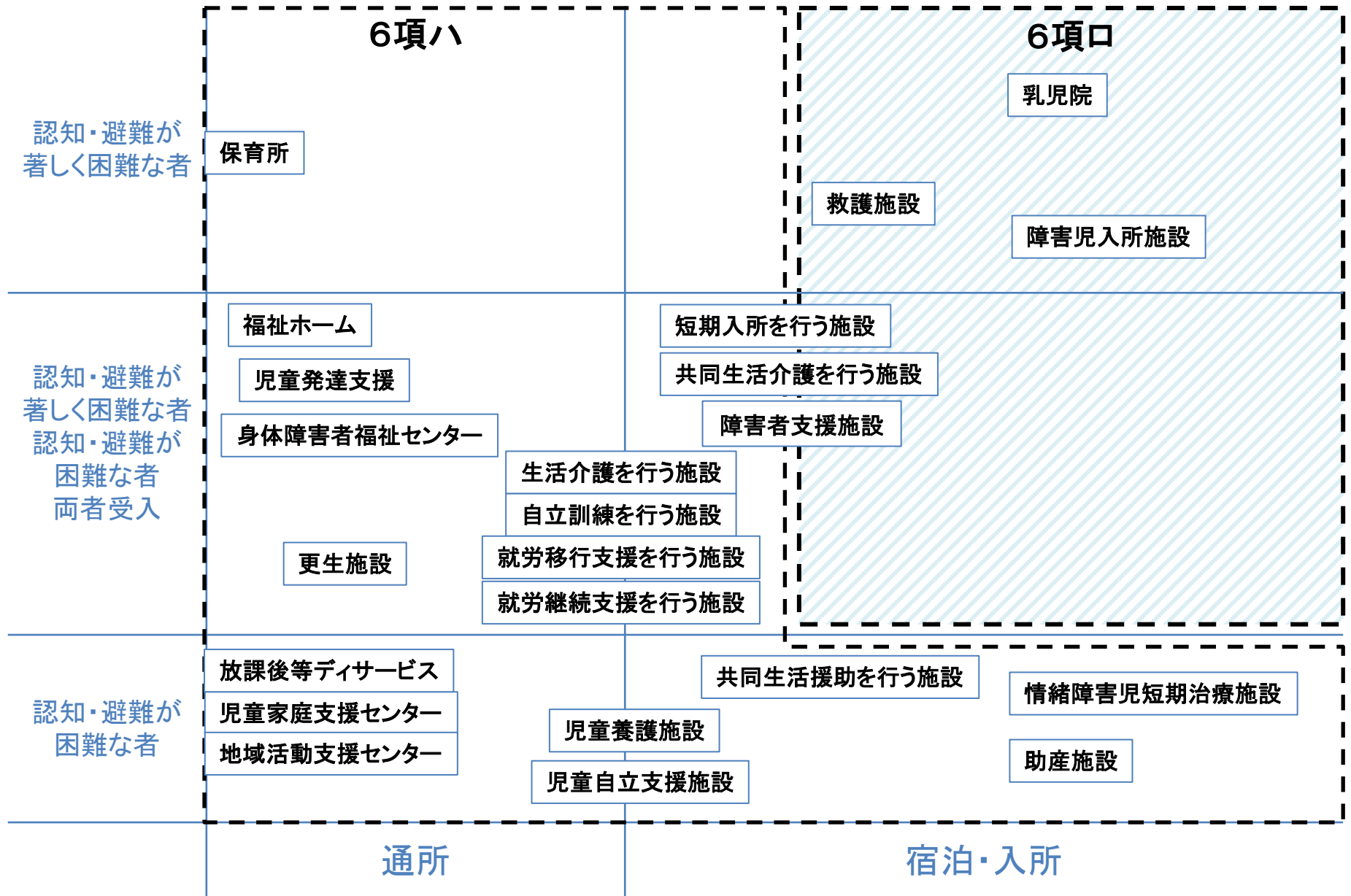
	旧6項口
スプリンクラー設備	6000㎡以上 (特定施設は、1000㎡以上)
自動火災報知設備	300㎡以上
火災通報装置	500㎡以上
防火管理者	30人以上



	6項口	6項ハ
スプリンクラー設備	275㎡以上	6000㎡以上
自動火災報知設備	面積・構造に係わらず全て	300㎡以上
火災通報装置	面積・構造に係わらず全て	500㎡以上
防火管理者	10人以上	30人以上 ₂







施設	6項口	6項ハ
老人サービスセンター	—	○
老人サービス事業を行う施設	—	○
軽費老人ホーム	—	○
小規模多機能型居宅介護事業を行う施設	—	○
有料老人ホーム	主として要介護状態にある者を入居させるものに限る	左記を除く
障害者支援施設	主として障害の程度が重い者を入居させるものに限る	左記を除く
障害者自立支援法第5条第9項、第11項の短期入所、共同生活介護を行う施設	主として障害の程度が重い者を入居させるものに限る	左記を除く

現行制度では、6項ハのみに区分されており、施設の利用実態上6項口と扱うべきものがある。

- ・要介護状態
- ・宿泊の常態化

現行制度では、施設の使用実態に応じて6項口又はハに区分することが可能となっている。

- ・要介護状態の程度とその利用者の割合
- ・障害の程度とその利用者の割合
- ・通所、宿泊の別等から該当する用途区分を判断することとされている。

東京都、千葉市、川崎市の福祉部局へのヒアリング調査結果

* 事業所数は、平成22年10月1日時点のもの
(厚生労働省の調査による)

老人デイサービス事業所(全国の事業所数26,028カ所)

(ヒアリング結果)

- 多く見られる施設規模は、定員10人程度で、法令上必要な面積は概ね100㎡。
- フランチャイズ等、事業参入が容易で、介護に精通していない業者、職員の問題がある。
- 民家再利用、共同住宅の一部等既存の建物に入居することが容易にできる。
- 宿泊サービスが常態化している施設がある。
- 宿泊定員は4~5人程度としている施設が多い。
- 夜間は職員1人が宿泊する。
- 要介護状態の利用者が多い。

軽費老人ホーム(全国の事業所数1,964カ所)

(ヒアリング結果)

- 住まいの場の傾向が強く、一度入居した利用者が年とともに要介護状態に移行する。
- 他の住宅施設等との関係で、施設数は増加傾向にない。
- 福祉施設の一部や、一棟専用の構えであり、施設、設備は整っている。
- 要介護状態の利用者が多い。
- 夜間は職員1人が宿泊する。

小規模多機能型居宅介護施設(全国の事業所数2,402カ所)

(ヒアリング結果)

- 長期的に宿泊する利用者もいる。全体としては少ない。
- 要介護状態の利用者が多い。
- 夜間は職員1人が宿泊する。
- 宿泊定員は9人まで。
- 施設ができた当初に比べて認知症、がん末期等自力避難困難な利用者が増加している。

6項ハ 老人ディサービス、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設
通所施設、要介護度が比較的低い施設として想定

[実態] ○要介護度の高次の者が利用
○宿泊サービスを常態的に提供

消防本部での指導等

○施設使用形態から6項ロとして規制
○6項ハであるも、将来要介護度が高次へ以降すること等
実態に応じてスプリンクラー設置を指導

自力避難困難な者の利用に伴う火災危険・人命危険が大である。
⇒6項ロとして明確に取り扱うべき。

令別表第1の見直しを早急に行うべき

作業チームの指摘1

○福祉関係法令上予定されている施設形態と使用実態とは必ずしも一致せず、取扱いが不明確なこともある。用途区分は、自力避難困難性の特性を踏まえた形で、火災予防上の観点から判断できるように規定すべき。
○施設名称を列記する方法ではなく、「自力避難困難な者が宿泊する施設」等趣旨を表現するような例示規定の方法を検討すべき。

令別表見直しを視野に関係省庁等で調整

作業チームの指摘2

○「入居者」という流動的な基準では用途を判定することは適当でない。
例) 長期的な入居で要介護度が高次へ移行する。
○「介護居室」の概念がない施設もある。

実態をさらに調査の上、用途運用基準を再整理

福祉施設における用途区分の概念について基本的考え方

「執務資料の送付について」(平成20年7月8日消防予第170号)

令別表第1においては、火災予防上の観点から、防火対象物の態様、社会的機能等の業態を勘案し、類似の用途ごとに区分して項が設けられており、その区分に当たって設けられている施設名称の用語については、一部を除き関係法令における定義等は引用していない。すなわち、関係法令の規定は衛生、風俗取締、福祉、教育等の観点からなされているものであって、火災予防とは趣旨を異にするものであり、それらを基礎としながらも、令別表第1の用途区分は、あくまでも火災予防上の実態に即して判断すべきものとされている。

このような観点から、令別表第1(6)項口にあつては、高齢者、児童、障害者等の福祉援護を行う施設として、当該防火対象物におけるサービスの提供内容、高齢者等のサービスへの依存の程度等を総合的に勘案した上で、その実態に応じ、当該用途に該当するかどうか判断するものである。

「主として要介護」「主として障害の程度」について

「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」(平成21年3月31日消防予第131号)

令別表第1(6)項口については、火災時に自力避難困難な者が主として入所する施設を区分したものであり、次により運用されたいこと。

ア 別表第一(6)項口及び(6)項ハに規定する「主として要介護状態にある者を入居させるもの」については、介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断すること。

イ 令別表第一(6)項口及び(6)項ハに規定する「主として障害の程度が重い者を入所させるもの」については、障害程度区分(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第4条第4項に定める「障害程度区分」をいう。)4以上の者が概ね8割を超えることを原則としつつ、障害程度区分認定を受けていない者にあつては、障害程度区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切に判断すること。